

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

D-382 TRAb(バセドウ病等)の算定について

《令和 7 年 3 月 6 日新規》

《令和 8 年 6 月 1 日更新》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名に対する D014「26」抗 TSH レセプター抗体 (TRAb) の算定は、原則として認められる。

なお、連月については、原則として認められない。

- (1) バセドウ病 (初診時又は診断時)
- (2) バセドウ病 (経過観察時 (定期チェック))
- (3) 甲状腺機能亢進症 (初診時又は診断時)
- (4) 甲状腺機能亢進症 (経過観察時 (定期チェック))

- 2 次の傷病名に対する D014「26」抗 TSH レセプター抗体 (TRAb) の算定は、原則として認められない。

- (1) 慢性甲状腺炎・橋本病 (経過観察時 (定期チェック))
- (2) 甲状腺機能異常 (経過観察時 (定期チェック))
- (3) 亜急性甲状腺炎 (経過観察時 (定期チェック))
- (4) 無痛性甲状腺炎 (経過観察時 (定期チェック))
- (5) 甲状腺癌 (初診時又は診断時)
- (6) 甲状腺癌 (術後)
- (7) 悪性甲状腺腫瘍 (初診時又は診断時)
- (8) 悪性甲状腺腫瘍 (術後)
- (9) 結節性甲状腺腫 (初診時又は診断時)
- (10) 結節性甲状腺腫 (経過観察時 (定期チェック))

○ 取扱いの根拠

TSH レセプター抗体 (TRAb) は甲状腺の TSH レセプターに対する自己抗体で甲状腺中毒症におけるバセドウ病を診断する因子であり、未治療のバセドウ病のほとんどの例で陽性となることから 1 の傷病名において有用である。また治療効果判定、寛解や再発の指標としても有用であるが、TRAb は免疫グロブリンであることより、その変動は緩徐であり、連月で測定することの有用性は低い。

一方、2 の傷病名において、亜急性甲状腺炎、無痛性甲状腺炎などは一

過性に甲状腺中毒症状を来すが、通常 TRAb は陰性であり、経過観察時の算定の意義は乏しい。

また、甲状腺機能亢進症状を来さない他の傷病名では測定する意義はないと考えられる。

以上のことから、1 の傷病名に対する当該検査の算定は、原則として認められるが、連月については認められず、2 の傷病名に対する算定は、原則として認められないと判断した。